

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 2 7 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について

新型コロナウイルス感染症に関する行政検査については、「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」に関する留意事項について」（令和 2 年 2 月 7 日健感発第 0207 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）において、新型コロナウイルス感染症の感染が強く疑われる場合には柔軟に検査を行っていただきたい旨お知らせし、加えて、「新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について（依頼）」（令和 2 年 2 月 17 日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）において、国内外の発生状況等を踏まえた行政検査の対象者などの事項につきお知らせしたところです。

今般、行政検査の対象者などの事項について、改めて別紙のとおりとりまとめましたので、内容を御了知の上、関係各所への周知の程よろしく申し上げます。

特に、「新型コロナウイルス感染症の検査に係る協力体制について（依頼）」（令和 2 年 2 月 25 日新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部事務連絡）において、検査受託の協力について依頼したところですが、医師の判断を踏まえた行政検査を積極的に行っていただくようお願いします。

なお、「新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について（依頼）」（令和 2 年 2 月 17 日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）は本日をもって廃止します。

1 検査対象者について

新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方の行政検査については、都道府県等において、主に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省結核感染症課長通知）別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」第7の1（4）で示された疑似症患者等について、これまで行われてきたと承知しているが、今般、基準に示された疑似症患者の定義とは別に、以下の場合についても行政検査を行うこと。

- ・ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する）
- ・ 新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、新型コロナウイルス感染症が疑われる
- ・ 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う

2 検査を行う際の留意点について

新型コロナウイルス感染症にかかる検査については、以下の点に留意すること。

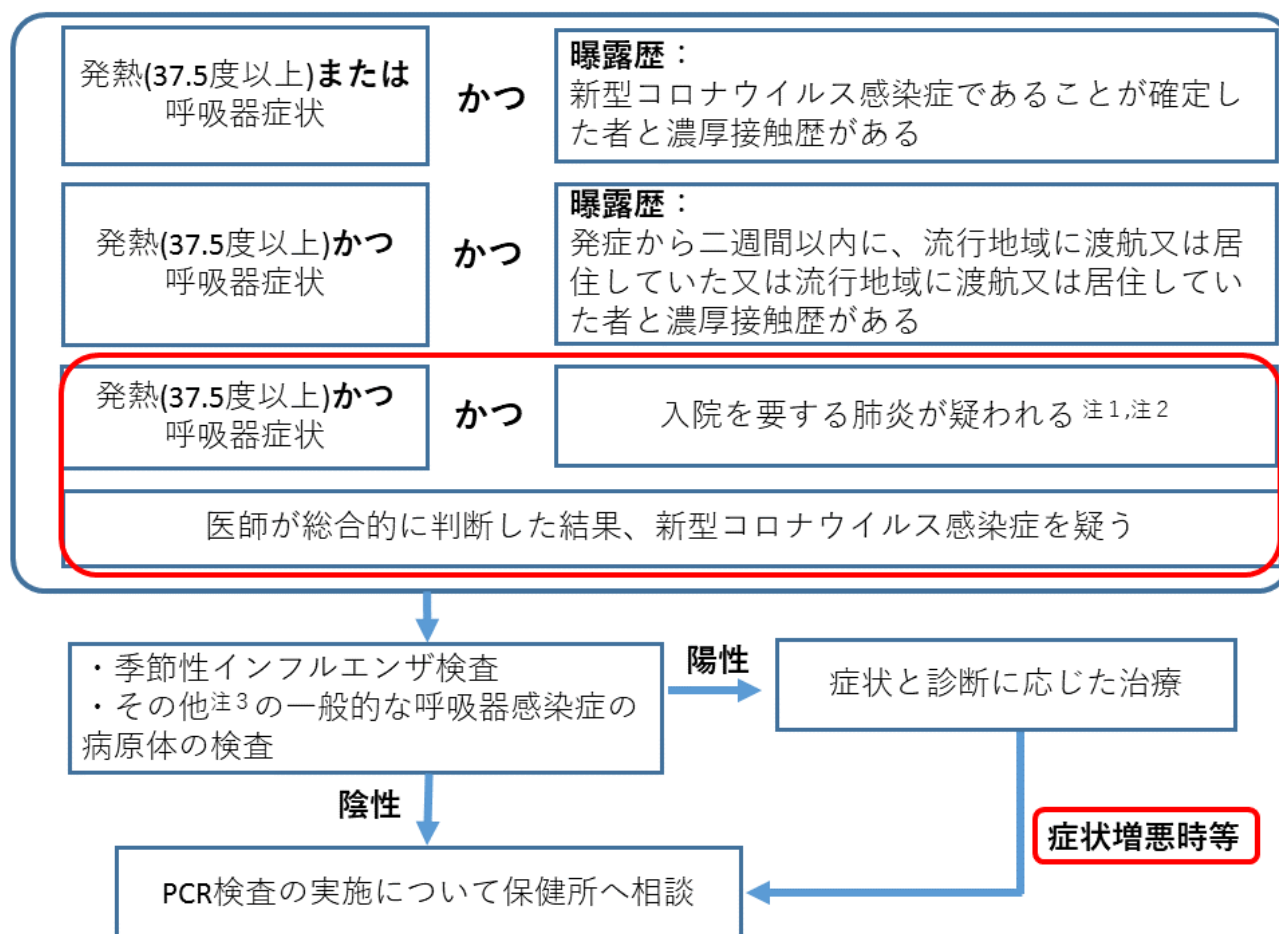
（1）以下の検査を行った上で、陰性であった場合にはPCR検査を実施すること

- ・ 季節性インフルエンザにかかる検査
- ・ その他一般的な呼吸器感染症の病原体の検査

（2）（1）について、結果判明までに時間がかかる培養検査などについては、当該検査と並行してPCR検査を行うこと

<参考>

○検査の流れ



注1. 従前の集中治療その他これに準ずるものに限らず、入院を要する肺炎が疑われる者を対象とする。

注2. 特に高齢者又は基礎疾患がある者については積極的に考慮する。

注3. 病状に応じて、早期に結果の出る迅速検査等の結果を踏まえ、培養検査など結果判明までに時間がかかるものについては、結果が出る前でも保健所へ相談する。

※ 赤枠は別紙の1に該当する部分

○「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」(平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省結核感染症課長通知) 別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」

○「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について (一部改正)」に関する留意事項について」(令和2年2月7日健感発第0207第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)

○「新型コロナウイルス感染症の検査に係る協力体制について (依頼)」(令和2年2月25日新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部事務連絡)

○「新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について（依頼）」（令和2年2月17日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）からの変更点（下線部が変更点）

変更後	変更前
1 検査対象者について 新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方の行政検査については、都道府県等において、主に「<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について</u>」（平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省結核感染症課長通知）別紙「<u>医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準</u>」第7の1（4）で示された疑似症患者等について、これまで行われてきたと承知しているが、今般、<u>前述の基準</u>に示された疑似症患者の定義とは別に、以下の<u>場合</u>についても行政検査を行うこと。 ・ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する） ・ <u>新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、新型コロナウイルス感染症が疑われる</u> ・ <u>医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う</u>	1 検査対象者について 新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方の行政検査については、都道府県等において、主に別紙第7の1（4）で示された疑似症患者等について、これまで行われてきたと承知しているが、今般、<u>別紙</u>に示された疑似症患者の定義に該当する者に加え、以下の<u>いずれかに該当する者</u>についても行政検査を行うこと ・ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる<u>者</u>（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する） ・ <u>症状や新型コロナウイルス感染症患者の接触歴の有無など医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症と疑う者</u> ・ <u>新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、医師が総合的に判断した結</u>

2 検査を行う際の留意点について (略) (2)(1) について、結果判明までに 時間がかかる培養検査などについ ては、当該検査と<u>並行してPCR</u> <u>検査を行うこと</u>	<u>果、新型コロナウイルス感染症と疑 う者</u> 2 検査を行う際の留意点について (略) (2)(1) について、結果判明までに 時間がかかる培養検査などについ ては、当該検査<u>結果を待つ必要は ないこと</u>
--	--